

京都市京北地域水道の管理に関する条例施行規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第190号

京都市京北地域水道の管理に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市京北地域水道の管理に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(用途の変更の届出)

第2条 条例第3条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該届出をしようとする者が記名押印した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 変更前及び変更後の用途
- (3) 変更の予定年月日

(使用者又は給水装置の所有者の氏名又は住所の変更の届出)

第3条 条例第3条第3項の規定による届出は、変更があった日から14日以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該届出をしようとする者が記名押印した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 変更前及び変更後の使用者又は給水装置の所有者の氏名又は住所
- (3) 変更があった年月日

(使用水量の決定及び料金の額の算定の特例)

第4条 2月の途中で給水を開始し、又はやめたときの1月に係る使用水量に係る条例第9条に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 定例日の属する月の前月の定例日までに給水を開始し、又はその日の翌日以後に給水をやめた場合 管理条例第13条第1項の規定を適用したならば同項の規定により決定される使用水量を定例日の属する月の前月の定例日までの分とその日の翌日以後の分とに分け、それぞれ均等とみなした水量（当該水量に1立方メートル未満の端数が生じるときは、定例日の属する月の前月の定例日までの分の使用水量に係る端数を1立方メートルに切り上げ、その日の翌日以後の分に係る端数を切り捨てた水量）

(2) 定例日の属する月の前月の定例日の翌日以後に給水を開始し、又は前月の定例日までに給水をやめた場合 管理条例第13条第1項の規定を適用したならば同項の規定により決定される使用水量

2 2月の途中で給水を開始し、又はやめたときの1月に係る料金の額に係る条例第9条に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 定例日の属する月の前月の定例日までに給水を開始し、又はその日の翌日以後に給水をやめた場合 前項第1号の規定により決定された水量に基づき、条例第7条の規定を適用して算定した額

(2) 定例日の属する月の前月の定例日の翌日以後に給水を開始し、又は前月の定例日までに給水をやめた場合 前項第2号の決定により決定された水量に基づき、条例第7条の規定を適用して算定した額

3 2月の途中で条例別表第1に掲げる給水管の口径又は用途に変更があ

ったとき（条例第7条第2項の基本料金に変更があった場合に限る。）の1月に係る使用水量及び料金の額に係る条例第9条に規定する別に定める基準は，当該変更前及び変更後の給水管の使用の期間ごとに別に定める。

（身分証明書）

第5条 条例第14条の規定において準用する管理条例第21条の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

2 前項に規定する身分を示す証明書は，別記様式によるものとする。

（料金等の減免）

第6条 条例第15条の規定により市長が施行する給水装置工事の費用，料金又は加入金の減額又は免除を受けようとする者は，減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（補則）

第7条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は，所轄局長が定める。

附 則

この規則は，京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

別記様式（第5条関係）

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
		年	月 日生
上記の者は、京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条の規定において準用する京都市地域水道の管理に関する条例第21条の規定により立入検査を行う職員であることを証明します。			
年 月 日			
京都市長			印

（上下水道局総務部総務課）